

「人の運送をする船舶運航事業者に対する行政処分等の基準（案）」 の創設について（概要）

1. 背景

令和4年12月22日に知床遊覧船事故対策検討委員会において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う制度を創設することとされたところ。

2. 行政処分等の基準の概要（別紙「行政処分等の基準案」参照）

上記を踏まえ、人の運送をする船舶運航事業者の法令違反について「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号）に基づいて改正された海上運送法第17条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を別紙のとおり定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和6年3月下旬

通達施行：令和6年4月1日

1. 通則

- (1) この基準は、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業及び旅客不定期航路事業に適用する。
- (2) 行政処分の種類は、輸送の安全の確保に関する命令、船舶、係留施設その他の輸送施設の使用停止命令（以下、「船舶等の使用停止命令」という。）、事業の停止命令、事業許可の取消処分とする。

また、これらに至らないものは、勧告、警告とし、行政処分と合わせたものを「行政処分等」という。
- (3) 行政処分等を行う場合において、行政処分等を行った日から過去1年以内に同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、過去1年以内に同一の違反による行政処分等を一度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、過去1年以内に同一の違反による行政処分等を二度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- (4) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの違反点数（以下「違反点数表」という。）に基づき行うものとする。
- (5) 違反の内容又は違反に伴い起こした事故等の内容が次に掲げる場合は、(4)の基準より加重することができる。この場合、加重は原則として(4)の基準の2倍を上回らないもの（違反点数表において勧告である場合は1点）とする。
 - ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
 - ③ 1年を超えて同一の違反による行政処分等を繰り返し受けている場合
- (6) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(4)の基準より軽減することができる。この場合、軽減は原則として(4)の基準の2分の1を下回らないもの（違反点数表において1点である場合は勧告）とする。ただし、(2)による「初違反」で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（監査の際に申告した場合を除く。）があったときに限る。
- (7) 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「行政処分等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、5. に規定する船舶等の使用停止命令、6. に規定する事業の停止命令又は7. に規定する事業許可の取消処分を行う場合、この通達（違反点数表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して(5)及び(6)により加重又は軽減する場合、4. (1) ②、5. (4)、6. (2)、6. (3)、7. (1) ただし書きの取扱いを行おうとする場合等について、審査委員会の議

に付して行政処分等を行うものとする。

- (8) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局(海事事務所を含む。以下同じ。)又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から1か月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- (9) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があった場合は、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。
- (10) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の譲渡により、当該違反事業者に係る船舶運航事業の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲受人(これらの者のうち、船舶運航事業を廃止したものを除く。)に係るものとして取り扱うものとする。

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 法令違反をした事業者には、1.(4)から(6)までの規定に基づいて算出した違反点数の合計を違反点数として付するものとする。
- (2) 6.(1)②から⑤各号に掲げる違反により事業の停止命令を行う事業者には、(1)のほか、6.(1)②から⑤各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付するものとする。
- (3) (1)及び(2)により事業者が付された違反点数(以下「違反点数の付与」という。)は、航路単位(人の運送をする不定期航路事業の場合は事業単位)で累計し、主たる事務所又は航路の拠点(以下「主たる事務所等」という。)を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は1年間とし、行政処分等を行った日から1年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。
- (5) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (6) 事業者たる法人の分割又は事業の譲渡により、船舶運航事業の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲受人(これらの者のうち、船舶運航事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。

3. 勧告又は警告

- (1) 警告は、違反点数が付与された場合であって、4.に規定する輸送の安全の確保に関する命令、5.に規定する船舶等の使用停止命令、6.に規定する事業の停止命令及び7.に規定する事業許可の取消処分に至らない場合に行うも

のとする。なお、警告に至らないものは勧告とする。

(2) 勧告又は警告を行う場合は、文書により行うものとする。

(3) 対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業及び人の運送をする不定期航路事業については、次のとおりとする。なお、4.(2)に関する事項はこの限りではない。

- ① 違反点数表（適用条項を準用する場合を含む。）において勧告とされている場合、並びに法第19条の4第6項、法第19条の5第2項及び法第20条第3項に規定する違反のうち初違反の場合は勧告とする。
- ② 違反点数表（適用条項を準用する場合を含む。）において違反点数が定められている場合、事業停止又は許可取消とされている場合、法第19条の4第2項から第5項、法第19条の5第1項及び法第20条第2項に規定する違反の場合、法第19条の5第2項及び法第20条第3項に規定する違反のうち再違反及び累違反の場合は警告とする。

4. 輸送の安全の確保に関する命令

(1) 輸送の安全の確保に関する命令は、次の①から③のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計（輸送の安全に関する違反に限る。）が16点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、違反点数の累計（輸送の安全に関する違反に限る。）が16点未満の場合で、1.(5)②に該当する場合
- ③ 次のいずれかの場合で、①又は②に該当する場合
イ 6.(3)により、船舶等の使用停止命令を行う場合
ロ 7.(1)ただし書きにより船舶等の使用停止命令又は事業の停止命令を行う場合

(2) (1)の「輸送の安全に関する違反」は次に該当する場合をいう。

- ① 法第10条の3第1項（法第19条の3第3項、法第19条の6の3第2項、同条第3項、法第20条の2第2項、同条第3項、法第21条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全管理規程の設定又は届出をしなかった場合
- ② 法第10条の3第4項（法第19条の3第3項、法第19条の6の3第2項、同条第3項、法第20条の2第2項、同条第3項、法第21条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかった場合
- ③ 法第10条の3第5項（法第19条の3第3項、法第19条の6の3第2項、同条第3項、法第20条の2第2項、同条第3項、法第21条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者の選任若しくは解任の届出をしなかった場合等

- ④ 法第 10 条の 3 第 6 項（法第 19 条の 3 第 3 項、法第 19 条の 6 の 3 第 2 項、同条第 3 項、法第 20 条の 2 第 2 項、同条第 3 項、法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。）の規定に違反して安全統括管理者の意見を尊重しなかった場合
- ⑤ 法第 19 条の 2 の 3（法第 19 条の 3 第 3 項、法第 19 条の 6 の 3 第 2 項、同条第 3 項、法第 20 条の 2 第 2 項、同条第 3 項、法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。）の規定に違反して、輸送の安全にかかわる情報の公表をしなかった場合等
- ⑥ 海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号。以下「規則」という。）第 19 条の 2 の 2 第 2 項（規則第 19 条の 3 第 1 項、規則第 21 条の 5、規則第 21 条の 23、規則第 23 条の 3、規則第 23 条の 5、規則第 23 条の 13 の 2 において準用する場合を含む。）の規定に違反して、輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしなかった場合等
- ⑦ 法第 50 条第 6 号の規定に違反して、届出をした安全管理規程によらないで事業を行った場合
- ⑧ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 70 条、第 117 条の 2 から第 118 条の 4 まで若しくは第 118 条の 5 第 1 項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）の規定に違反した場合

5. 船舶等の使用停止命令

- (1) 船舶の使用停止命令は、4.(1)①又は②により輸送の安全の確保の命令を行う場合において、違反の態様に応じて、船舶の使用停止命令をする必要があると認められる場合に、事業者が所属する当該事業の用に供する船舶について、期間を定めて行うものとする。
- (2) 使用を停止する期間及び使用を停止する船舶は次に定めるとおりとする。ただし、地域住民等の生活航路の確保、高齢者、身体障害等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定するものとする。
 - ① 停止する期間は、4(1)による、輸送の安全の確保に関する命令に関する内容の改善に必要な期間とする。ただし、事業者が改善に関する報告を地方運輸局に行い、地方運輸局が改善に関する措置が行われていることを確認した場合は、その期間を短縮することができる。また、事業者が改善に関する措置が行われていないと地方運輸局が判断した場合は、その期間を延長することができる。
 - ② 停止対象となる船舶は、違反に関与した船舶とする。
- (3) 4.(1)により、輸送の安全の確保に関する命令を発出した場合で、係留施設その他の輸送施設の使用停止をする必要がある場合には、(1)及び(2)に

よる船舶の使用停止と併せて、または単独で、係留施設その他の輸送施設の停止を行うことができるものとする。ただし、当該係留施設その他の輸送施設の使用停止を行うことにより、代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(4) (3) の場合の係留施設その他の輸送施設の使用の停止期間は、(2) ①に準ずるものとする。

(5) 海上運送法第 25 条第 1 項に基づく立入検査において、輸送の安全に関する重大な法令違反であって、輸送の安全を確保するために緊急を要して船舶等の使用停止命令を行う必要がある場合は、是正を確認するまでの間、違反に関与した当該事業の用に供する船舶等の使用停止命令を行うものとする。なお、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 2 項第 1 項に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

6. 事業の停止命令

(1) 事業の停止命令は、次の①から⑤のいずれかに該当(7.(1)に該当する場合を除く。)することとなった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が 16 点以上となった場合において、違反の態様に応じて、事業の停止命令をする必要があると認められる場合

② 次のいずれかに該当する場合(7.(1)③に該当する場合を除く。)

イ 法第 3 条第 1 項、法第 19 条の 3 第 1 項又は法第 21 条第 1 項の規定に違反して、許可を受けずに他の航路の船舶運航事業を経営した場合

ロ 法第 25 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

③ 次に掲げる命令に従わなかった場合(7.(1)③に該当する場合を除く。)

イ 法第 8 条第 1 項(法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第 10 条の 3 第 3 項(法第 19 条の 3 第 3 項、又は法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する安全管理規程の変更の命令

ハ 法第 10 条の 3 第 7 項(法第 19 条の 3 第 3 項、又は法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令

ニ 法第 14 条第 2 項に規定する運航の確保の命令

ホ 法第 19 条第 1 項(法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定するサービスの改善の命令

ヘ 法第 19 条第 2 項(法第 19 条の 3 第 3 項及び法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する輸送の安全の確保に関する命令

ト 法第 19 条の 2(法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定す

る保険契約締結の命令

チ 法第 26 条に規定する航海の命令

リ 法第 29 条第 3 項及び法第 29 条の 2 第 2 項に規定する協定の変更に関する命令

- ④ 次に掲げる違反により行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から 1 年以内に同一の違反をした場合（7.（1）④に該当する場合を除く。）

イ 法第 21 条の 2 に規定する禁止行為（反復継続性が認められる場合に限る。）を行った場合

ロ 法第 23 条第 3 第 1 項の規定により付された許可等の条件（運航前の安全確認検査を受検しなかった場合に限る。）に違反した場合

- ⑤ 次に掲げる違反により行政処分等を受けた事業者が、1 回目の当該行政処分を受けた日から 1 年以内に 2 回以上同一の違反をした場合

イ 法第 11 条第 1 項（法第 19 条の 3 第 3 項及び法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。）に規定する事業計画（使用船舶の追加又は航路に関するものに限る。）の変更の認可を受けなかった場合

ロ 法第 11 条の 2 第 1 項に規定する指定区間に係る船舶運航計画の変更の認可を受けなかった場合

- (2) (1) ①から⑤の場合の事業の停止期間は、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

- (3) (1) の規定にかかわらず、事業の停止命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、4. に規定する輸送の安全の確保に関する命令又は 5. に規定する船舶等の使用停止命令を行うことができるものとする。

- (4) 次のいずれかに該当する場合の (1) ④及び⑤の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

- ② 事業者たる法人の分割又は事業の譲渡により、船舶運航事業の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、船舶運航事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

7. 事業許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、4. に規定する輸送の安全の確保に関する命令若しくは5. に規定する船舶等の使用停止命令又は6. に規定する事業の停止命令を行うことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が16点以上となった場合において、違反の態様に応じて、事業許可の取消処分をする必要があると認められる場合
- ② 法第17条の規定による船舶等の使用停止命令又は事業の停止命令に違反した場合
- ③ 6. (1) ②から③による事業停止命令を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から1年以内に更に同一の違反をした場合
- ④ 6. (1) ④による事業停止命令を受けた事業者が、1回目の当該行政処分を受けた日から1年以内に2回以上同一の違反をした場合
- ⑤ 法第5条第1号、第2号若しくは第7号又は第8号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) ③及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の譲渡により、船舶運航事業の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、船舶運航事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

附則(令和6年〇月〇日 国海安第〇〇号、国海内第〇〇号、国海外第〇〇号)

(1) この通達は、令和6年4月1日より施行する。

(2) 1. (3) の適用については、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に行われた行政処分等を含むものとする。

○人の運送をする船舶運航事業者に対する違反事項ごとの違反点数の基準(案)

この別表において、海上運送法は「運送法」、海上運送法施行規則は「施行規則」、安全管理規程は「規程」と表記する。また、輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する。				
適用条項※	違反行為事項	違反点数		
		初違反	再違反	累違反
運送法第3条第1項 運送法第19条の3第1項 運送法第21条第1項	無許可経営	事業停止	許可取消	—
運送法第6条	船舶運航計画(指定区間に係るものを除く)届出違反	1点	2点	4点
運送法第8条第1項 運送法第21条の5準用	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	2点	4点	8点
運送法第8条第2項 運送法第21条の5準用	運賃料金の変更命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第8条第3項	運賃料金上限認可、運賃料金上限変更認可違反	2点	4点	8点
運送法第9条第1項 運送法第21条の5準用	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	2点	4点	8点
運送法第10条 運送法第21条の5準用	運賃料金、運送約款の公示義務違反	勧告	1点	2点
運送法第10条の3第1項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用	安全管理規程の設定・届出違反(☆)	10点	20点	事業停止
運送法第10条の3第2項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	1点	2点	4点
運送法第10条の3第3項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用	安全管理規程の変更命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第10条の3第4項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用 運送法第50条第6号 規程第9条	安全統括管理者の選任義務違反(☆)	10点	20点	事業停止
運送法第10条の3第4項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用 運送法第50条第6号 規程第10条	運航管理者の選任義務違反(☆)	10点	20点	事業停止
運送法第10条の3第5項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用 運送法第50条第6号 規程第9条～11条	安全統括管理者の選任解任届出違反(☆) 1 届出に係るもの(未届け、届出遅延) 2 虚偽の届出に係るもの	1点 10点	2点 20点	4点 事業停止
運送法第10条の3第5項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用 運送法第50条第6号 規程第9条～11条	運航管理者の選任解任届出違反(☆) 1 届出に係るもの(未届け、届出遅延) 2 虚偽の届出に係るもの	1点 10点	2点 20点	4点 事業停止
運送法第10条の3第6項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用	安全統括管理者の意見の尊重義務違反(☆)	2点	4点	8点
運送法第10条の3第7項 運送法第19条の3第3項準用	安全統括管理者又は運航管理者の解任命令違反	事業停止	許可取消	—

○人の運送をする船舶運航事業者に対する違反事項ごとの違反点数の基準(案)

適用条項※		違反行為事項	違反点数		
			初違反	再違反	累違反
運送法第21条の5準用					
運送法第11条第1項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用		事業計画の変更認可違反 1 使用船舶又は航路 2 「1」以外	7点 1点	15点 2点	事業停止 4点
運送法第11条第3項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用		事業計画(軽微事項に限る)の変更届出違反	勧告	1点	2点
運送法第11条の2第1項		船舶運航計画(指定区間に係るものを除く(軽微事項を除く))の変更届出違反	1点	2点	4点
運送法第11条の2第2項		船舶運航計画(指定区間に係るものに限る(軽微事項を除く))の変更認可違反	7点	15点	事業停止
運送法第11条の2第4項		船舶運航計画(軽微事項に限る)の変更届出違反	勧告	1点	2点
運送法第12条		運送引受義務違反	3点	6点	12点
運送法第13条		特定の利用者に対する不当な差別的扱い	勧告	1点	2点
運送法第14条第1項		運航の確保義務違反	運送法第11条の2第1項、第2項及び第4項の基準を適用する。		
運送法第14条第2項		運航の確保命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第15条 運送法第21条の5準用		旅客名簿作成等義務違反 1 未作成 2 事務所への備置	1点 1点	2点 2点	4点 4点
運送法第16条第1項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の4		事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	勧告 4点	1点 8点	2点 16点
運送法第16条第2項		事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	2点 4点	4点 8点	8点 16点
運送法第17条 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用		船舶等の使用停止又は事業停止命令違反	許可取消	—	—
運送法第18条第1項、第2項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用		事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	2点	4点	8点
運送法第18条第4項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用		無認可の事業の相続	1点	2点	4点
運送法第19条第1項 運送法第21条の5準用		サービスの改善命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第19条第2項 運送法第19条の3第3項準用 運送法第21条の5準用		輸送の安全の確保に関する命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第19条の2 運送法第21条の5準用		保険契約締結の命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第19条の2の3 運送法第19条の3第3項準用 運送法第19条の6の3第2項、第3項準用 運送法第20条の2第2項、第3項準用 運送法第21条の5準用 運送法第50条第6号 規程第57条第4項		輸送の安全を確保するための措置の公表義務違反(☆) 1 未公表 2 内容不備 3 虚偽の公表	1点 1点 10点	2点 2点 20点	4点 4点 事業停止
施行規則第19条の2の2第2項 施行規則第19条の3第1項準用 施行規則第21条の5準用 施行規則第21条の23準用 施行規則第23条の3準用 施行規則第23条の5準用		輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(☆) 1 未報告 2 虚偽の報告	1点 10点	2点 20点	4点 事業停止

○人の運送をする船舶運航事業者に対する違反事項ごとの違反点数の基準(案)

この別表において、海上運送法は「運送法」、海上運送法施行規則は「施行規則」、安全管理規程は「規程」と表記する。また、輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する。

適用条項※	違反行為事項	違反点数		
		初違反	再違反	累違反
施行規則第23条の13の2準用				
運送法第19条の7	貨物賃率表の公示違反	勧告	1点	2点
運送法第21条の2	旅客不定期航路事業の禁止行為違反 1 反復継続性が認められるもの 2 「1」以外	15点 2点	事業停止 4点	許可取消 8点
運送法第23条の3第1項	許可等の条件違反 1 運航前安全確認検査の未受検 2 「1」以外	15点 2点	事業停止 4点	許可取消 8点
運送法第24条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	勧告 6点	1点 12点	2点 24点
運送法第25条第1項	検査拒否、虚偽の陳述	事業停止	許可取消	—
運送法第26条	航海命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第29条第1項	無認可の共同経営等に関する協定の締結、協定内容の無認可変更	1点	2点	4点
運送法第29条第3項 運送法第29条の2第2項	協定変更命令違反	事業停止	許可取消	—
運送法第30条	荷主に対する不公正又は不当な差別的取扱い	1点	2点	4点
運送法第32条	運送秩序に関する勧告違反	1点	2点	4点
施行規則第27条	変更の報告義務違反	勧告	1点	2点
運送法第50条第6号 規程第4条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 経営トップの主体的関与なし	1点	2点	4点
運送法第50条第6号 規程第6条第1～4項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全方針 1 未作成 2 未周知	1点 1点	2点 2点	4点 4点
運送法第50条第6号 規程第7条第1項、第4項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全重点施策の未策定・見直し未実施 1 進捗状況の未把握 2 未策定	1点 1点	2点 2点	4点 4点
運送法第50条第6号 規程第14条第1～2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全統括管理者と常時連絡が取れない	5点	10点	20点
運送法第50条第6号 規程第15条第1項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航管理者の勤務体制不備	5点	10点	20点
運送法第50条第6号 規程第17条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全統括管理者の職務・権限違反	2点	4点	8点
運送法第50条第6号 規程第18条第1～2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航管理者の職務・権限違反	2点	4点	8点
運送法第50条第6号 規程第21条第1～3項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全管理規程の変更義務違反	1点	2点	4点
運送法第50条第6号 規程第22条第1～3項 規程第24条第1～3項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航計画 1 安全性未検討 2 改ざん、不実記載	1点 10点	2点 20点	4点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第22条第1～3項 規程第24条第1～3項 規程第40条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 配船計画 1 安全性未検討 2 船舶の使用禁止違反	1点 10点	2点 20点	4点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第23条第1～3項 規程第24条第1～2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 配乗計画 1 安全性未検討 2 基準適合違反	1点 10点	2点 20点	4点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第25条第1～2、4～7項 規程第26条第1項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航の可否判断 1 船長が講じる運航可否判断の未実施	10点	20点	事業停止

○人の運送をする船舶運航事業者に対する違反事項ごとの違反点数の基準(案)

この別表において、海上運送法は「運送法」、海上運送法施行規則は「施行規則」、安全管理規程は「規程」と表記する。また、輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する。				
適用条項※	違反行為事項	違反点数		
		初違反	再違反	累違反
規程第27条第1項、第3項	2 運航管理者が実施する運航可否判断の未実施 3 運航中止条件違反	10点 10点	20点 20点	事業停止 事業停止
運送法第50条第6号 規程第25条第3項 規程第26条第2項 規程第28条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 船長が講じる旅客の安全確保措置を妨げた	10点	20点	事業停止
運送法第50条第6号 規程第27条第2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航管理者が講じる旅客の安全確保措置を妨げた	10点	20点	事業停止
運送法第50条第6号 規程第29条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航管理に関する記録 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 記録の改ざん・不実記載	1点 2点 10点	2点 4点 20点	4点 8点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第30条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 船長に対する運航に必要な情報の未伝達	2点	4点	8点
運送法第50条第6号 規程第31条第1～2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航管理者に対する運航管理に必要な情報の未伝達	2点	4点	8点
運送法第50条第6号 規程第32条第1～3項 運航基準第3条第1項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 運航基準図の作成 1 内容不適切 2 備置き違反 3 未策定 4 基準航路未遵守	1点 1点 2点 5点	2点 2点 4点 10点	4点 4点 8点 20点
運送法第50条第6号 規程第33条第1～5項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 作業体制の未確保	1点	2点	4点
運送法第50条第6号 規程第34～36条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 作業基準の未遵守	1点	2点	4点
運送法第50条第6号 規程第37条第1～2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 船内巡視の実施及び記録 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載 5 異常時の対応未措置	1点 1点 1点 10点 2点	2点 2点 2点 20点 4点	4点 4点 4点 事業停止 8点
運送法第50条第6号 規程第38条 作業基準第23～24条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 旅客に対する周知等 1 救命胴衣着用の未周知 2 旅客が遵守すべき事項の未周知	2点 1点	4点 2点	8点 4点
運送法第50条第6号 規程第39条第1～3項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) アルコール検査の実施 1 アルコール検査の未実施 2 記録内容不備 3 未記録又は未保存 4 記録の改ざん・不実記載 5 酒気帯び業務	2点 1点 1点 10点 10点	4点 2点 2点 20点 20点	8点 4点 4点 事業停止 事業停止
運送法第50条第6号 規程第41条第1～3項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 発航前検査の実施 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載	1点 5点 5点 10点	2点 10点 10点 20点	4点 20点 20点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第41条第1～3項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 船舶の点検整備 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載 5 異常時の対応未措置	1点 5点 5点 10点 1点	2点 10点 10点 20点 2点	4点 20点 20点 事業停止 4点
運送法第50条第6号 規程第42条第1～2項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 陸上施設の点検整備 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載	1点 1点 1点 10点	2点 2点 2点 20点	4点 4点 4点 事業停止

○人の運送をする船舶運航事業者に対する違反事項ごとの違反点数の基準(案)

この別表において、海上運送法は「運送法」、海上運送法施行規則は「施行規則」、安全管理規程は「規程」と表記する。また、輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する。

適用条項※	違反行為事項	違反点数		
		初違反	再違反	累違反
運送法第50条第6号 規程第43条、44条第1項 規程第45条第1～2項 規程第46条第1～2項 規程第47条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 事故処理の未実施	2点	4点	8点
運送法第50条第6号 規程第44条第1～2項 規程第45条第1～2項 規程第46条第1項 規程第49条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 事故等の連絡体制の未構築	2点	4点	8点
運送法第50条第6号 規程第51条第1～2項 規程第54条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全教育の実施及び記録 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載	1点 2点 2点 10点	2点 4点 4点 20点	4点 8点 8点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第52条第1～2項 規程第54条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 操練の実施及び記録 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載	1点 2点 2点	2点 4点 4点	4点 8点 8点
運送法第50条第6号 規程第53条第1～4項 規程第54条	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 訓練の実施及び記録 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載	1点 2点 2点 10点	2点 4点 4点 20点	4点 8点 8点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第55条第1項、第4項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 内部監査の実施 1 記録内容不備 2 未記録又は未保存 3 未実施 4 記録の改ざん・不実記載	1点 1点 1点 10点	2点 2点 2点 20点	4点 4点 4点 事業停止
運送法第50条第6号 規程第56条第1項	安全管理規程の遵守義務違反(☆) 安全管理規程の備え置き違反	1点	2点	4点
船舶安全法、船員法第70条、第117条の2～第118条の4、第118条の5第1項、船舶職員及び小型船舶操縦者法	輸送の安全に関わる関係法令の違反(☆)	10点	20点	事業停止

※規程に係る適用条項は、規程例(一般航路事業者用)によるものであり、事業者が定める規程の条項と一致しない場合がある。